定期の認証維持審査申請書

**日付は全て西暦でご記入下さい。**

**（この吹き出しは全て消してご提出下さい）**

　　　　年　　月　　日

一般財団法人　日本建築総合試験所

　理事長　　井上　一朗　　 殿

**代表者の役職名について、認証書に記載されている役職名と整合させて下さい。また、認証書の修正が必要な場合は申し出て下さい。**

〒

社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

工業標準化法第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり表示の認証を継続したいので、別紙書類を添えて申請します。なお、申請書・添付書類の記載情報については事実と相違ありません。また、「製品認証システム説明書」に記載された事項を遵守し、認証申請に係る必要な全ての情報を提供することに同意いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）認証工場名 | （ふりがな） |
|  |
| （２）所在地 | （ふりがな） |
| 〒　　　　　　　　　　　　　（TEL:　　　　　　　　） |
| （３）認証番号（認証日） | 　　ＧＢ　　　　　　　　　　　（　　　　年　　月　　日） |
| （４）鉱工業品の名称 | 　 |
| （５）日本工業規格の番号及び名称並びに等級又は種類 |  |
| （６）認証の区分 |  |
| （７）適用する品質管理体制の基準の種類 | 　基準（　　　　　） |
| （８）品質管理責任者の氏名・役職及び連絡先 | 氏　名（役　職） | 　　　　　　　（　　　　　　） |
|
|
| 連　絡　先 | ＴＥＬ：　ＦＡＸ： E-MAIL： |
|
|

**添　　　付　　　書　　　類**

|  |  |
| --- | --- |
| 認　証　取　得　者　：所　　　 在 　　　地：電 話 番 号 （本社）：F A X 番 号 （本社）：工 場 名又は事業所名：所　　　 在　　　 地： |  |
| 〒 |
|  |
| 　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 資本金：　　　 　万円　 |
| 〒 |

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「認証後」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

目　次

 ページ

1. 前回の定期の認証維持審査後における

ＪＩＳ製品に関する品質管理実施状況等報告書　------------

２．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る工場又は事業場に関する事項

（１）審査を受ける工場又は事業場の経歴 --------------------------------

（２）審査を受ける工場又は事業場の配置図 ------------------------------

（３）審査を受ける工場又は事業場の従業員数 ----------------------------

（４）審査を受ける工場又は事業場の組織図 ------------------------------

（５）審査を受ける鉱工業品に係る社内規格一覧表 ------------------------

（６）審査を受ける鉱工業品の工程の概要図 ------------------------------

３．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品の種類　-----------------------------

４．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品、その包装等に付す表示の態様 ------

５．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る品質管理責任者に関する事項　--

（品質管理責任者の資格に関わる証明書のコピー添付）

６．認証書のコピー（認証書別紙も含む）　----------------------------------

７．製品試験に係る「外部試験機関評価チェックリスト」　----------------------

８．他法令適合性等誓約書　　----------------------------------------------

**ページを忘れずに記載して下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**第三者試験機関で製品試験を実施する場合、チェックリストの記入は不要です。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「認証後」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**1．前回の定期の認証維持審査後における**

**JIS製品に関する品質管理実施状況等報告書**

（　　　　　（鉱工業品名）　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 品質管理等の実施状況 |
| １）製品の生産状況 | 過去３年間のJIS規格品の生産実績。（付表－１参照） |
| ２）JIS製品の品質特性 |  |
| (1)外観 |  |
| (2)形状・寸法 |  |
| ③性能 |  |
| ３）品質管理責任者の変更の有無 | [ ]  有り　変更届（提出済み・未提出）[ ]  なし |
| a）技術的生産条件およびその他変更の有無 | [ ]  有り（表－３参照）[ ]  なし**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）** |
| b）前回の定期の認証維持審査および臨時の認証維持審査における指摘事項とその是正処置の状況 | [ ]  指摘事項有り（表－４参照））[ ]  指摘事項なし |
| c）苦情処理の状況 | [ ]  苦情有り（表－５参照）[ ]  苦情なし |

付表－1　JIS規格品の生産実績

付表－1.1　　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳ規格品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－1.2　　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳ規格品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－1.3 　　　　年　　月～　　　　年　　月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：　）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| － | 種類 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 合計 |
| ＪＩＳ規格品 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

付表－2　代表的な製品の3年間の試験結果

|  |
| --- |
| **グラフ又は表等でまとめた試験結果を添付****（複数ページにまたがっても可）** |

表－3　技術的生産条件等その他変更履歴

付表－3.1技術的生産条件等変更履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出年月日 | 回答年月日 | 変更内容 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

付表－3.2　申請書・添付書類変更届あるいは製品認証範囲変更届履歴

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 届出年月日 | 回答年月日 | 変更内容 | 備　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

付表－４　前回の定期の認証維持審査および臨時の認証維持審査指摘事項確認表

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

**前回の認証審査が初回審査の場合は、「初回認証審査」として下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

＜前回の定期の認証維持審査＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　場審　査年月日 | 是正処置提　出年月日 | フォローアップ審　査年月日 | 認　証年月日 | 指摘内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

＜臨時の認証維持審査（実施した場合のみ記載）＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　場審　査年月日 | 是正処置提　出年月日 | フォローアップ審　査年月日 | 承　認年月日 | 指摘内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |

**実施していない場合は表ごと消して下さい。（この吹出しは消してご提出下さい）**

付表－５　苦情処理の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 苦情受付年月日 | 苦情処置完　了年月日 | 苦情内容 | 処理内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**２. 定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る工場又は事業場に関する事項**

**（１）審査を受ける工場又は事業場の経歴（JIS認証取得以降）**

現在に至る

|  |  |
| --- | --- |
| 工場名 |  |
| 認証区分 |  |
| 認証日 |  |
| 認証番号 |  |

 他工場に関する概要

**（２）審査を受ける工場又は事業場の配置図**

**（ａ）最寄駅と申請工場の関係**

|  |  |
| --- | --- |
| 　最寄り駅 |  |
| 　利用交通機関 |  |  |
| 　所要時間（距離） |  |  |

**この余白に最寄り駅から工場までを、分かり易く図示して下さい。地図のコピーをご利用頂いても結構です。**

**（ｂ）申請工場の配置図**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |
| --- |
| **配　置　図　を　添　付** |

**（３）審査を受ける工場又は事業場の従業員数**

**※１社１工場の場合の記載例**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 　分 |  |  |  |  |  |  | 計 |
| 従業員数(臨時従業員数の内数) |  |  |  |  |  |  |  |

**※工場等が複数の場合の記載例**

 **（ａ）企業全体の従業員数**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 従 業 員 数（臨時従業員数の内数） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

**（ｂ）申請工場（　　工場）の従業員数**

（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 　分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 従業員数(臨時従業員の内数) |  |  |  |  |  |  |  |

**（４）審査を受ける工場又は事業場の組織図**

**※１社１工場の場合**

（　　　　年　　月　　日現在）

**※工場等が複数の場合**

**（ａ）本社と申請工場（　　　工場）との関係**

（　　　　年　　月　　日現在）

**（ｂ）申請工場（　　　工場）の組織図**

（　　　　年　　月　　日現在）

**（５）審査を受ける鉱工業品に係る社内規格一覧表**

|  |
| --- |
|  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**（６）審査を受ける鉱工業品の工程の概要図**

|  |
| --- |
| **社内規格の工程概要図を添付** |

**３．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品の種類**

|  |  |
| --- | --- |
| 認証の区分 | 製品の種類 |
|
|  |  |
|  |  |

**４．定期の認証維持審査を受ける鉱工業品、その包装等に付す表示の態様**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日本工業規格の番号、名称及び 等級又は種類 | 表示を付す鉱工業品の単位 | 表示場所 | 表示の方法 及び付記の方法 | 表示事項及び付記事項 |
|
|
|  |  |  |  | JISマーク |  |
| 一般財団法人 日本建築総合試験所の略称及び認証番号 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  | JISマーク |  |
| 一般財団法人 日本建築総合試験所の略称及び認証番号 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| － |  |  |

**５．****定期の認証維持審査を受ける鉱工業品に係る品質管理責任者に関する事項**

**（１）品質管理責任者の氏名、生年月日、職名及び最終学歴**

**（２）品質管理責任者の認証を受けようとする鉱工業品の製造に必要な技術に関する実務経験**

**（３）品質管理責任者の標準化及び品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況**

|  |  |
| --- | --- |
|  事　項 |  内　　　　　　　容 |
|  (1)（ふりがな）　　氏　　　名 |  （姓）  |  （名）  |
|  (2)生年月日 |  |
|  (3)職　　名 |  |
|  (4)最終学歴 |  |
|  (5)認証を受けようとする鉱工業品の製造に必要な技術に関する実務経験 |
|  | 通算経験年数　　年 |  |
|  |  企　業　名 |  所　属　部　署 |  　　 期　　　間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  (6)標準化及び品質管理に関する実務経験 |
|  | 通算経験年数　　年 |  |
|  |  企　業　名 |  所　属　部　署 |  　　 期　　　間 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  (7)標準化及び品質管理に関する専門知識の修得状況（次のイ、ロ、ハ、ニの該当する箇所に記入すること。） イ．大学において履修 |
|  |  　大　学　名 |  学　部　学　科　名 |  卒業年度 |  　 履　修　科　目 |  |
|  －  |  － |  －  |  － |
|  ロ．短期大学又は高等専門学校において履修 |
|  |  　学　校　名 |  　学　　科　　名 |  卒業年度 |  　 履　修　科　目 |  |
|  － |  － |  －  |  － |
|  ハ．講習会等の課程を修了 |
|  |  講習会等実施機関名 |  　受　講　期　間 |  　 　　 講習会（コース）名 |  |
|  |  |  |
|  ニ．その他の方法で修得　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| **品質管理責任者の資格に関わる****証明書のコピー添付** |

|  |
| --- |
| **認証書のコピーを添付** |

|  |
| --- |
| **認証書別紙のコピーを添付** |

**第三者試験機関において製品試験を実施する場合、このチェックリストの提出は不要です。（この表は消してご提出下さい）**

製品試験の実施に係る『外部試験機関評価チェックリスト』

【建材・その他】

【審査員の立会あり】

1. このチェックリストは、JIS認証に係る製品試験を実施場合、JIS Q 17025に対する適合性を確認するものです。
2. 申請者はこのチェックリストで自己評価を行い、添付書類として申請書とともに提出して下さい。
3. 提出されたチェックリストは、当センター技術審査員が内容を確認し、要求に対して不適合がある場合は改善を求めます。
4. このチェックリストは、申請者の工場で当センターの審査員が適合性評価を行う際にも使用します。したがって、「審査員記入欄」には何も記入しないで下さい。
5. 「申請者記入欄」には、要求事項を満たしている場合は「Y」を、満たしていない場合は「N」を記入して下さい。「Y」の場合はその根拠（例えば社内規格の名称と該当ページ等）を併記して下さい（記入例参照）。
6. 記入前に、巻末の注釈（※1及び※2）をご確認下さい。

　　　　　　　【記入例】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申　　請　　者記　　入　　欄 |  |
|  | Ｙ(例)製品規格 P8 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験所(工場)の概要 | 試験所(工場)名 |  |
| 所　在　地 |  |
| 試験従事者名 |  |
| 試験の項目及びJIS規格番号 |  |
| 試験設備リスト |  |
| 試験所(工場)による事前調査 | 調査日 | 　　　　年　　月　　日 | 調査者氏　名 |  |
| GBRCによる調査 | 調査日 | 　　　　年　　月　　日 | 調査者氏　名 |  |

| ISO/IEC 17025（JIS Q 17025）の要求事項 | 申請者記入欄 | 審査員記入欄 |
| --- | --- | --- |
| 審査員による確認項目 | 判定 |
| 技術的要求事項／　5.2 要員 |
| 5.2.1 | 管理主体は、特定の設備の操作、試験の実施、結果の評価及び試験報告書への署名を行うすべての要員が適格であることを確実にしているか。教育・訓練中の職員を使用するときは適切な監督を行っているか。特定の業務を行う要員は、必要に応じて適切な教育、訓練、経験及び/又は技量の実証に基づいて資格付与されているか |  | □認定基準に基づき資格認定されている□訓練中の技術要員の監視体制□教育訓練の実績、経験、技量などを要件として資格が付与されている |  |
| 5.2.2 | 管理主体は、試験所の要員の教育、訓練及び技量に関する目標を設定しているか。試験所は、教育・訓練のニーズを特定し、要員に教育・訓練を提供するための方針及び手順をもっているか。教育・訓練プログラムは、試験所の現在の業務及び予期される業務に対して適切であるか。 |  | □教育訓練の目標を設定している□必要な教育訓練を特定し実施する方針、手順を定められている□教育訓練は計画的である |  |
| 5.2.3 | 試験所に雇用された要員又は試験所と契約を結んだ要員を使用しているか。契約による要員並びに追加の技術要員及び主要な役割の支援要員を使用する場合、試験所は、それらの要員が監督下に置かれ、適格であり、試験所の品質システムに従って業務を行うことを確実にしているか。 |  | □雇用形態が明確□支援要員に対する監督、業務システムを周知し実行できることを確認している |  |
| 5.2.4 | 試験に関与する管理要員、技術要員及び主要な役割の支援要員に対する現行の職務規定を維持しているか。 |  | □職務分掌、責任、権限が規定されている |  |
| 5.2.5 | 管理主体は、特定のタイプのサンプリング・試験の実施、試験報告書の発行、意見及び解釈の提供並びに特定のタイプの設備の操作を行うため、特定の要員に権限を与えているか。契約による要員を含め、すべての技術要員に対し、該当する権限付与、適格性、教育上及び職業上の資格付与、教育・訓練、技能及び経験に関する記録を維持しているか。この情報はいつでも利用できる状態に置かれ、権限授与及び/又は適格性確認の日付を含むか。 |  | □権限を付与している□技術要員に係る記録が維持されている□適格性確認の記録に日付が記されている |  |
| 技術的要求事項／　5.3　施設及び環境条件 |
| 5.3.1 | 試験のための施設は、エネルギー源、照明、環境条件など（これらに限定されない）を含め、試験の適正な実施を容易にするようなものであるか。すべての測定の要求品質に対して環境条件が結果を無効にしたり悪影響を及ぼしたりしないことを確実にしているか。 |  | □施設は適切である□環境条件はJIS規格を満足している□影響を与えないよう管理している |  |
| 5.3.2 | 該当する仕様、方法及び手順の要求に応じて、又は環境条件が結果の品質に影響する場合、環境条件を監視し、制御し、記録しているか。関係する技術的活動に合わせて、例えば、生物学的無菌状態、ほこり、電磁障害、放射、湿度、電力供給、温度及び音響・振動レベルなどに対して相応の注意を払っているか。環境条件が試験の結果を危うくする場合には試験を中止しているか。 |  | □環境条件を監視、制御、記録している□試験環境の障害となる要因を特定している□試験を中止する |  |
| 5.3.3 | 両立不可能な活動が行われている隣接区域との間に効果的な分離を施しているか。混入汚染を防止する手段を講じているか。 |  | □効果的な分離、手段を講じている |  |
| 5.3.4 | 試験の品質に影響する区域への立入り及び使用を管理しているか。特有の状況に応じて管理の範囲・程度を定めているか。 |  | □立ち入り制限を管理している |  |
| 5.3.5 | 試験所内の良好な整理・整頓・衛生を確実にするための手段を講じているか。 |  | □確実にするための手段を講じている |  |
| 技術的要求事項／　5.4 試験の方法及び方法の妥当性確認 |
| 5.4.1 | 業務範囲内のすべての試験について適切な方法及び手順を用いているか。それらの方法には、試験を行うべき品目のサンプリング、取扱い、輸送、保管及び準備が含まれ、また、適切な場合、測定の不確かさの推定及び試験データの分析のための統計的手法が含まれているか。指示書なしでは試験の結果が危ぶまれる場合には、すべての関連設備の使用及び操作並びに試験を行う品目の取扱い及び準備について指示書をもっているか。業務に関係するすべての指示書、規格、マニュアル及び参照データは最新の状態に維持し、要員がいつでも利用できる状態にしているか（4.3参照） |  | □必要なJIS規格が整備されている□手順書が整備されている□手順書に必要事項が明記されている□設備の取扱説明書を保持している□最新版が利用できる状態 |  |
| 5.4.2 | サンプリングの方法を含め、依頼者のニーズを満たし、かつ請け負う試験に対して適切な試験方法を使用しているか。国際規格、地域規格又は国家規格として発行されている方法を優先的に使用しているか。実施が不適当又は不可能な場合を除き、規格の最新版の使用を確実にしているか。必要な場合には、規格の整合した適用を確実にするため、詳細事項の追加によって規格を補足しているか。 |  | □ＪＩＳ規格に基づく試験が実施できる |  |
| **※１**5.4.6.2 | 試験所は、測定の不確かさを推定する手順をもち、適用しているか。ある場合には、試験方法の性質から厳密で計量学的及び統計学的に有効な測定の不確かさの計算ができないことがある。このような場合には、試験所は少なくとも不確かさのすべての要因の特定を試み、合理的な推定を行い、報告の形態が不確かさについて誤った印象を与えないことを確実にしているか。合理的な推定は、方法の実績に関する知識及び測定の有効範囲（scope）に基づくものであり、例えば、以前の経験又は妥当性確認のデータを活用したものであるか。 |  | □不確かさを推定する手順を有している□不確かさの推定は合理的である |  |
| **※１**5.4.6.3 | 測定の不確かさを推定する場合には、適切な分析方法を用いて当該状況下で重要なすべての不確かさの成分を考慮しているか。 |  | □不確かさの要因を特定し考慮している |  |
| 5.4.7.1 | 計算及びデータ転送は、系統的な方法で適切なチェックを行っているか。 |  | □チェック機能がある |  |
| 5.4.7.2 | コンピュータ又は自動設備を試験データの集録、処理、記録、報告、保管又は検索に使用する場合には、試験所は次の事項を確実にしているか。a)使用者が開発したコンピュータ・ソフトウェアは、十分な詳しさで文書化され、用途に対して十分であることが適切に妥当性確認されている。b)データを保護するための手順が確立され、実施されているか。この手順は、データ入力又は収集、データ保存、データ伝達及びデータ処理の完全性並びに機密保持を含まなければならないが、これらに限定されない。c)コンピュータ及び自動設備は適正な機能を確保するように保全管理され、試験データの完全性を維持するために必要な環境条件及び運転条件が与えられている。 |  | □自作プログラムの妥当性確認の記録がある□データの管理手順が文書化されている□使用に関する取決めがある |  |
| 技術的要求事項／　5.5 設備 |
| 5.5.1 | 試験の適正な実施（サンプリング、試験品目の準備、試験データの処理及び分析を含む）のために要求されるすべてのサンプリング、測定及び試験の設備の各品目を保有しているか。 |  | □JIS規格に規定された設備を保有している |  |
| 5.5.2 | 試験及びサンプリングに使用する設備及びそのソフトウェアは、要求される正確さを達成する能力をもち、かつ、当該試験に適用される仕様に適合しているか。機器の特性が結果に重大な影響をもつ場合には、機器の主要な量又は値に対する校正プログラムを確立しているか。設備（サンプリング用の設備を含む）は、業務使用に導入する前に、それらが試験所の仕様の要求事項を満たし、かつ、該当する標準仕様に適合することを確実にするために校正又はチェックを行っているか。それらは、使用前にもチェック及び/又は校正を行っているか（5.6参照） |  | □JIS規格で要求される仕様を満足している□校正の方法、周期が明確である□受入検査が行われ記録を保持している |  |
| 5.5.3 | 設備は、権限を付与された要員が操作しているか。（設備の製造者が用意した該当する使用説明書を含め）設備の使用及び保全管理に関する最新の指示書を担当要員がいつでも利用できる状態にしているか。 |  | □権限を持つ取扱者を指名している□取扱いに関する手順書があり、利用できる |  |
| 5.5.4 | 試験に使用され結果にとって重要な設備の品目及びそのソフトウェアは、実行可能な場合、それぞれ個々に識別しているか。 |  | □識別ラベルが貼られている |  |
| 5.5.5 | 実施された試験にとって重要な設備の個々の品目及びそのソフトウェアの記録を維持しているか。記録には少なくとも次の事項を含めているか。a)設備の品目及びそのソフトウェアの個体識別b)製造業者の名称、型式の識別、及び一連番号又はその他の識別c)設備が仕様に適合することのチェック（5.5.2参照）d)適切な場合、現在の所在場所e)利用できるときは、製造業者の指示書又はその所在場所f)すべての校正、調整、受入れ基準の日付、結果及び報告書と証明書のコピー、並びに次回に校正を行うべき期日g)現在までに行われた保守管理及び適切な場合は保守計画h)設備の損傷、機能不良、改造又は修理 |  | □個々の設備について管理台帳が整備されている□必要事項が記されている又は記載欄が設けられている |  |
| 5.5.6 | 測定設備の適正な機能を確保し、汚染又は劣化を防止するため、測定設備の安全な取扱い、輸送、保管、使用及び保守計画の手順をもっているか。 |  | □管理手順が明文化されている |  |
| 5.5.7 | 過負荷又は誤った取扱いを受けた設備、疑わしい結果を生じる設備、若しくは欠陥をもつ又は規定の限界外と認められる設備は、業務使用から取り外しているか。その設備は、それが修理されて正常に機能することが校正又は試験によって示されるまで、使用を防止するため隔離するか、業務使用外であることを示す明りょうなラベル付け又はマーク付けを行っているか。この欠陥又は規定の限界からの逸脱が以前に行った試験に及ぼした影響を調査し、「不適合業務の管理」の手順を開始しているか（4.9参照）。 |  | □不良設備の取扱いが規定されている□識別、影響の調査□不適合に係る是正処置を行う手順がある |  |
| 5.5.8 | 実行可能な場合、試験所の管理下にあって校正を必要とするすべての設備に対し、最後に校正された日付及び再校正を行うべき期日又は有効期間満了の基準を含め、校正の状態を示すためのラベル付け、コード付け又はその他の識別を施しているか。 |  | □最後に校正された日付及び有効期限又は次回校正日が表示されている |  |
| 5.5.9 | いかなる理由であろうと設備が試験所の直接の管理下からある期間離脱した場合には、その設備が業務使用に戻される前に機能及び校正状態がチェックされ、満足であると認められたことを確実にしているか |  | □校正状態をチェックしたうえで使用することが取決められている |  |
| 5.5.10 | 設備の校正状態について信頼を維持するために中間チェックが必要な場合には、これらのチェックは規定された手順に従って実施しているか。 |  | □必要な場合、定期点検手順を定め実施している |  |
| 5.5.11 | 校正によって一連の補正因子が必要となった場合には、試験所はそのすべての複写物（例えばコンピュータ・ソフトウェア中の）を正しく更新することを確実にする手順をもっているか。 |  | □補正係数等の更新手順が明確である |  |
| 5.5.12 | ハードウェア及びソフトウェアの両者を含め、試験設備は、試験結果を無効にするおそれのある調節を受けないように防護しているか。 |  | □結果が無効となる調整を防止する手立てを有している |  |
| 技術的要求事項／　5.6 測定のトレーサビリティ |
| 5.6.1 | 試験又はサンプリングの結果の正確さ若しくは有効性に重大な影響をもつすべての試験用設備は、補助的測定用（例えば、環境条件の測定用）の設備も含め、業務使用に導入する前に校正しているか。自身の設備の校正のための確立されたプログラム及び手順をもっているか。 |  | □試験に供する前に校正を実施している□校正に係る手順を有している |  |
| 5.6.2.2.1 | 試験所においては、試験結果の不確かさの全体に対する校正の寄与分がごくわずかであると確認されていない限り、測定設備及び測定機能を利用する試験設備に対して　5.6.2.1に規定する要求事項が適用される。この状況において、試験所は使用する設備が必要とされる水準の測定の不確かさを与え得ることを確実にしているか。 |  | □校正における測定の不確かさが明確である |  |
| 5.6.2.2.2 | ＳＩ単位へのトレーサビリティが不可能な場合及び/又は当てはまらない場合には、校正機関に対する要求事項（5.6.2.1.2参照）と同様に、例えば、認証標準物質、合意された方法及び/又は合意標準へのトレーサビリティが要求される。 |  | □合意標準、合意の方法によってトレーサビリティを確保している |  |
| 5.6.3.1 | 自身の参照標準の校正のためのプログラム及び手順をもっているか。参照標準は、5.6.2.1に規定されたトレーサビリティを与え得る機関によって校正されているか。保有する参照標準は校正の目的だけに使用し、参照標準としての機能が無効にならないことを示し得る場合を除き、その他の目的には使用しない。参照標準は、何らかの調整の前及び後に校正しているか。 |  | □内部での校正に用いる標準器について、適切な校正が実施されている□標準器の使用制限を定めている□必要な場合、調整前の状態を把握している |  |
| 5.6.3.2 | 標準物質は、可能な場合、ＳＩ単位又は認証標準物質に対してトレーサブルであるか。内部（internal）標準物質は、技術的及び経済的に実行可能な程度までチェックしているか。 |  | □標準物質のトレーサビリティが明確である |  |
| 5.6.3.3 | 参照標準、一次標準、仲介標準又は実用標準、及び標準物質の校正状態の信頼を維持するために必要な中間チェックは、規定された手順及びスケジュールにしたがって実施しているか。 |  | □標準器の中間チェックが行われている |  |
| 5.6.3.4 | 参照標準及び標準物質の汚染又は劣化を防止するため、及びそれらの完全性を保護するため、参照標準及び標準物質の安全な取扱い、輸送、保管及び使用のための手順をもっているか。 |  | □標準器の取扱い、保管等に関する手順を有している |  |
| 技術的要求事項／　5.8 試験品目の取扱い |
| 5.8.1 | 試験品目の完全性並びに試験所及び依頼者の利益を保護するために必要なすべての規定を含め、試験品目の輸送、受領、取扱い、保護、保管、保留及び/ 又は処分のための手順をもっているか。 |  | □試験体の取扱いに関する手順を有している |  |
| 5.8.2 | 試験品目を識別するためのシステムをもっているか。この識別は、当該品目が試験所において有効である期間の全体を通じて維持されているか。識別システムは品目の物理的な混同、又は記録若しくはその他の文書で引用する際の混同が起こり得ないことを確保するように設計し運用されているか。識別システムは、適切ならば品目のグループの小分類並びに品目の試験所内での輸送及び試験所からの輸送を含んでいるか。 |  | □試験体を適切に識別するための手順を有している |  |
| 5.8.3 | 試験品目を受領した際、何らかの異常、又は正常状態からの、若しくは該当の試験方法に規定された状態からの逸脱を記録しているか。品目の試験に対する適性に何らかの疑義がある場合、品目が添えられた記述に適合しない場合、若しくは要求される試験が十分詳細に規定されていない場合には、業務を進める前に更なる指示を求めて依頼者に相談し、討論の内容を記録しているか。 |  | □試験体の受入れ検査を実施し、その結果を記録する手順を有している |  |
| 5.8.4 | 保管、取扱い及び準備の間に試験品目が劣化、損失又は損傷を受けることを防止するための手順及び適切な施設をもっているか。この場合、試験品目に添えられた取扱いの指示にしたがっているか。品目が規定された環境条件の下での保管又は条件付けを必要とする場合にはこれらの条件を維持し、監視し、記録しているか。試験品目又はその一部分を、セキュリティの下に置かなければならない場合には、そのセキュリティ対象品目又はその一部分の状態及び完全性を保護するための、保管及びセキュリティに関する取決めをもっているか。 |  | □試験体の保管方法、劣化、損傷等を防止する　手順を有している |  |
| 技術的要求事項／　5.9 試験結果の品質保証 |
| 5.9 | 請け負った試験の有効性の監視のため品質管理手順をもっているか。結果のデータは、傾向が検出できるような方法で記録し、実行可能な場合結果の検討に統計的手法を適用しているか。この監視は計画化と見直しとを行い、次の事項を含むのがよいが、これらに限定されない。a)認証標準物質の定期的な使用及び/又は二次標準物質を用いた内部品質管理b)試験所間比較又は技能試験プログラムへの参加c)同じ方法又は異なる方法を用いた試験若しくは校正の反復d)保留された品目の再試験又は再校正e)一つの品目の異なる特性に関する結果の相関 |  | □自身の試験結果の適切性、有効性を確認するための手順を定め、チェックしている |  |
| 技術的要求事項／　5.10 結果の報告**※２** |
| 5.10.1 | 実施した個々の試験の結果又は一連の試験の結果は、正確に、明瞭に、あいまいでなく、客観的に、及び試験方法に特定の支持があれば、それに従って報告されているか。結果は、通常、試験報告書（参考１参照）の形で報告し、依頼者から要望され、かつ、試験結果の解釈に必要なすべての情報、及び用いた試験方法が要求するすべての情報を含めているか。 |  | □試験の結果は、試験報告書としてまとめられJIS規格で規定されている情報が網羅されている |  |
| 5.10.2 | 試験所が正当な除外の理由をもつ場合を除き、個々の試験報告書は少なくとも次の情報を含んでいるか。a)題目（例えば試験報告書）b)試験所の名称及び所在地、並びに試験がその住所以外で行われた場合はその場所c)試験報告書の識別（例えば、一連番号）各ページ上にそのページが試験報告書の一部分であると確実に認められるための識別、及び試験報告書の終わりを示す明瞭な識別d)依頼者の名称及び所在地e)用いた方法の識別f)試験された品目の記述、状態及び明確な識別g) 試験を実施した日付及び結果の有効性及び利用にとって重要な場合には、試験品目の受領の日付i)試験結果。適切な場合、測定単位を伴うj)試験報告書に発行権限をもつ人物の氏名、職能及び署名又は同等の識別k)該当する場合、結果がその試験品目だけに関するものであるという旨の表明 |  | □試験報告書に必要な事項が記載できる様式である□タイトル□実施場所□各頁が識別できるページ番号□依頼者名、住所□試験方法名、規格名□試験体の説明□試験日、受入日□試験結果□内容に責任を有する者の氏名□JIS規格の要求事項 |  |
| 5.10.7 | 試験結果を、電話、テレックス、ファクシミリ又はその他の電子的若しくは電磁的手段で伝送する場合には、この規格の要求事項を満たしているか（5.4.7を参照）。 |  | □結果を伝送する場合の手順を有している |  |
| 5.10.8 | 書式は、実施する各タイプの試験に適するように、かつ、誤解又は誤用の可能性を最小化するように設計することが望ましい。 |  | □試験項目毎に様式が定められている |  |
| ※1:申請者の工場で審査員の立会の下で製品試験を実施する場合において、当該製品規格に不確かさの取扱いに関する記述がない場合は、調査対象としない。※2:審査員の立会の下で製品試験を実施する場合（当センターの様式を用いて、審査員が試験結果を記入する）は、調査対象としない。 |
| 【備　考】 |

**８．他法令適合性等誓約書**

　　年　　月　　日

一般財団法人　日本建築総合試験所

理事長　　井上　一朗 　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

他法令適合性等誓約書

　　　　　年　　月　　日付の定期の認証維持審査申請書（品目名：JIS A 5406 「建築用コンクリートブロック」）の提出にあたり申請工場は、都市計画法、建築基準法および宅地造成法ならびに環境基本法等の立地・操業に係わる関係法規に適合していることを確認しました。

なお、認証後、当該工場が上記関連法規に違反していることが判明した場合は、貴認証機関には一切迷惑をかけず、その解決に努力します。

以　　上

|  |
| --- |
| **登記簿****（履歴事項又は現在事項全部証明書）****（６ヶ月以内でかつ最新事項のもの）** |